

相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う規程の整理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相楽郡広域事務組合を相楽広域行政組合に名称変更することに伴い、現に施行されている規程(以下「既存の規程」という。)の整理について、必要な事項を定めるものとする。

(既存の規程の改正)

第2条 既存の規程中「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、この規程の施行前の条例、規則及び規程等を示す箇所については、同項の規定は適用しない。
- 3 既存の規程中題名に「相楽広域行政組合」と冠することが適当である規程の題名に「相楽広域行政組合」を冠する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。